

通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション)
利用約款

医療法人 清潮会

介護老人保健施設 みどりの里

令和6年6月1日改定

介護老人保健施設みどりの里
通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設みどりの里（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします(本条第2項の場合も同様とします)。

- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することができます。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)介護保険サービスの利用のための居宅介護支援事業所等への情報提供。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し事故発生時の対応マニュアルに沿って対応します。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に対しての要望又は苦情等について、担当部署職員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。

苦情解決責任者 原田 天 (電話 095-892-8888)

また、下記の窓口もありますのでご利用ください。

長崎県福祉保健部長寿社会課 095-824-1111

長崎市福祉部高齢者すこやか支援課 095-829-1146

長崎県国民健康保険団体連合会介護保険課 095-826-7293

2 苦情処理の体制及び手順は、苦情解決マニュアルに沿って対応します。

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設みどりの里
通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)のご案内
(令和6年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設みどりの里
- ・開設年月日 平成7年6月16日
- ・所在地 長崎県長崎市布巻町165-1
- ・電話番号 095-892-8888 FAX番号095-892-8777
- ・管理者名 施設長 塚崎 隆
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(4251180040号)

(2) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)事業の目的・運営方針

(目的)

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

- ・当施設では、通所リハビリテーション計(介護予防通所リハビリテーション)画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- ・当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- ・当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ・当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(3) 施設の職員体制

職種	配置数	職務内容
・管理者(施設長)	1人	事業に携わる従業者の総括管理、指導を行う
・医師	1人以上	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
・看護職員	1人以上	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーションサービス計画に基づく看護を行う
・介護職員	8人以上	利用者の通所リハビリテーションサービス計画に基づく介護を行う
・支援相談員	1人以上	利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、ボランティアの指導等を行う。
・療法士 (PT・OT・ST)	2人以上	医師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う
・運転手	1人以上	送迎車両の運転を行う

(4) 営業日及び営業時間

- ・ 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- ・ 営業日の午前8時30分から午後5時00分までを営業時間とする。

(5) 通所定員

- ・ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用定員数は、80人とする。

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の立案
- ② 医学的管理・看護
- ③ 介護
- ④ リハビリテーション
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- ⑦ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- ⑧ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、リハマネジメントを実施する。
- ⑨ 通所リハビリテーション計画に基づき、短期集中個別リハビリテーションを実施する。
- ⑩ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、若年性認知症利用者受入サービスを実施する。
- ⑪ 通所リハビリテーション計画に基づき、認知症短期集中リハビリテーションを実施する。
- ⑫ 中重度ケア体制加算体制とする。
- ⑬ リハビリテーション提供体制加算体制とする。
- ⑭ その他

これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

野母崎樺島町、脇岬町、野母町、南越町、高浜町、以下宿町、黒浜町、蚊焼町、晴海台町、椿が丘町、為石町、川原町、宮崎町、藤田尾町、千々町、布巻町、平山台、平山町、竿浦町、江川町、深堀町、大籠町、香焼町、伊王島町、末石町、平瀬町、毛井首町、鶴見台、柳田町、草住町、土井首町、三和町、京太郎町、磯道町、小ヶ倉町、ダイヤランド、新小が倉町、新戸町、大山町、上戸町、戸町

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関①

- ・名 称 医療法人 清潮会 三和中央病院
- ・住 所 長崎県長崎市布巻町165-1

・協力医療機関②

- ・名 称 大宮医院
- ・住 所 長崎県長崎市平山台1丁目1-10

・協力歯科医療機関

- ・名 称 医療法人 清潮会 三和中央病院 歯科
- ・住 所 長崎県長崎市布巻町165-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・飲酒・喫煙は医師の許可を受け、健康を損なわない量とすること。
- ・施設内喫煙です。ご協力をお願い致します。
- ・設備・備品の利用については、予め職員にお申し出下さい。
- ・高額の金銭、貴重品並びに所持品等の持ち込みはご遠慮ください。
- ・宗教活動等をご遠慮ください。
- ・感染予防並びに保健衛生上ペットの持ち込みはご遠慮ください。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、その他設置義務設備
- ・防災訓練 年2回（うち夜間想定1回）

7. 禁止事項

- ・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。

介護老人保健施設みどりの里
通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)についての概要

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)については、要介護者(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス(介護予防サービス)計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法又は作業療法又は言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあつては、利用者に関わる医師及び理学療法士又は作業療法士又は言語療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーション基本料金

- ① 施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び介護保険負担割合証による負担割合、利用時間によって利用料が異なります。以下は1割負担者の自己負担分です。)

[6時間以上7時間未満]

・要介護1	727円	・要介護3	997円	・要介護5	1,311円
・要介護2	864円	・要介護4	1,156円		

②リハビリテーションマネジメント加算(1月あたり)

・リハビリテーションの質を管理し、リハビリ会議を実施した場合

①リハビリテーション計画の同意を得た日の属する月から6月以内の場合 569円

②リハビリテーション計画の同意を得た日の属する月から6月超の場合 244円

③ 通所リハビリテーション入浴介助加算(1日あたり) 加算Ⅰ 40円 加算Ⅱ 61円

④ 短期集中個別リハビリテーション実施加算(1日あたり)

・退院(所)日又は認定日より3月以内に実施した場合 111円

⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 ※ (Ⅰ)又は(Ⅱ)

(Ⅰ)・退院(所)日又は利用開始日より3月以内に実施した場合(1日につき) 244円

(Ⅱ)・退院(所)日又は利用開始日の属する月から3月以内に実施した場合(1月につき) 1,952円

⑥ 若年性認知症利用者受入加算(1日あたり) 61円

⑦ 中重度者ケア体制加算(1日あたり) 20円

⑧ リハビリテーション提供体制加算(1日あたり) 24円

⑨ サービス提供体制強化加算(1日あたり) 22円

⑩ 退院時共同指導加算(1回あたり) 610円

※ 居宅と事業所間の送迎を行わない場合は片道につき47円を減算します。

(2) 介護予防通所リハビリテーション基本料金

- ① 施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び介護保険負担割合証による負担割合によって利用料が異なります。以下は1月当たりの1割負担者の自己負担分です)

・要支援1 2,306円 ・要支援2 4,299円

② 若年性認知症利用者受入加算 244円

③ サービス提供体制強化加算 (要支援1) 89円 (要支援2) 178円

④ ※利用開始した月から起算して12か月を超えた期間に利用された場合は、割引があります。

(要支援1) 1月あたり122円 (要支援2) 1月あたり244円

(3) 通所リハビリと介護予防通所リハビリの共通内容

- ①介護職員等処遇改善加算として、基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数に加算率(86/1000)を乗じた単位数が加算されます。
- ②通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。
- ③交通渋滞、その他の理由により、施設到着時時間が遅れた場合においても、同意の上、定められた基本料金をいただきます。

(4) その他の料金

- | | | | |
|-------------|---------------------------|------|-------------|
| ①食費 | 昼食 | 500円 | |
| ②療養食を提供した場合 | 昼食 | 580円 | |
| ③日常生活品費／1日 | (日常的に関わる生活品の費用です。) | | 100円 |
| ④教養娯楽費／1日 | (倶楽部やレクリエーション等で使用する費用です。) | | 50円 |
| ⑤理美容代 | | | 委託業者が設定する金額 |
| ⑥おむつ代 | | | 実費 |
| ⑦その他の費用 | | | 実費 |

(4) 支払い方法

- ・毎月10日に請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、銀行口座振り替え、銀行振込、現金の方法があります。
- ・領収書の再発行は致しません。申告等にご使用の方は大切に保管ください。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設みどりの里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供